

○防衛省告示第二百五十四号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）
第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、令和二年十二月二十七日から施行する。

令和二年十二月十七日

防衛大臣 岸 信夫

一 陸上自衛隊木更津駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	千葉県木更津市	吾妻地先
対象防衛関係施設の区域	千葉県木更津市	江川及び久津間（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	千葉県木更津市	吾妻（次の図面に示す部分に限る。）、吾妻一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、江川（次の図面に示す部分に限る。）、久津間（次の図面に示す部分に限る。）、新宿（次

		<p>の図面に示す部分に限る。)、内港、中里(次の図面に示す部分に限る。)、中里二丁目及び二丁目(次の図面に示す部分に限る。) 並びに中の島(次の図面に示す部分に限る。)</p> <p>一 北緯三十五度二十四分二十三秒、東経百三十九度五十三分五十四秒の点</p> <p>二 北緯三十五度二十三分五十八秒、東経百三十九度五十三分五十五秒の点</p> <p>三 北緯三十五度二十三分十三秒、東経百三十九度五十四分十五秒の点</p> <p>四 北緯三十五度二十三分八秒、東経百三十九度五十五分四秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区</p>	<p>次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と四に掲げる 点とを結ぶ海岸 線により囲まれ た海域</p>	

域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二 航空自衛隊松島基地

対象防衛関係施設の所在地	宮城県東松島市	矢本字板取八十五番地
対象防衛関係施設の区域	宮城県東松島市	牛網及び矢本（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	宮城県東松島市	牛網、大曲、浜市及び矢本（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三 航空自衛隊小牧基地

対象防衛関係施設の所在地	愛知県小牧市	春日寺一丁目一番地
対象防衛関係施設の区域	愛知県春日井市	味美上ノ町、春日井上ノ町、春日井町、宗法町及び中町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

	愛知県小牧市	市之久田二丁目、春日寺一丁目及び大字南外山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	愛知県春日井市	味美上ノ町（次の図面に示す部分に限る。）、味美西本町（次の図面に示す部分に限る。）、牛山町（次の図面に示す部分に限る。）、春日井上ノ町、春日井町（次の図面に示す部分に限る。）、上ノ町（次の図面に示す部分に限る。）、黒鉾町（次の図面に示す部分に限る。）、下屋敷町（次の図面に示す部分に限る。）、宗法町（次の図面に示す部分に限る。）、中町、西屋町（次の図面に示す部分に限る。）及び美濃町（次の図面に示す部分に限る。）
	愛知県小牧市	市之久田一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、小針二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、春日寺一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）

<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>	<p>愛知県名古屋市長区</p>	<p>楠町（次の図面に示す部分に限る。）</p>	<p>まで並びに大字南外山（次の図面に示す部分に限る。）</p>
	<p>愛知県西春日井郡豊山町</p>	<p>大字青山及び大字豊場（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>	

四 航空自衛隊美保基地

対象防衛関係施設 の所在地	鳥取県境港市	小篠津町二千二百五十八番地
対象防衛関係施設 の区域	鳥取県境港市	小篠津町、佐斐神町及び夕日ヶ丘一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	鳥取県境港市	幸神町、小篠津町、佐斐神町、財ノ木町、三軒屋町、中海干拓地及び夕日ヶ丘一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	鳥取県米子市	大篠津町及び葭津（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
次に掲げる点を 順次に結んだ線		一 北緯三十五度二十九分三十二秒、東経百三十三度十三分十九秒の点

	<p>及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域</p>	<p>二 北緯三十五度二十九分二十二秒、東経百三十三度十三分九秒の点</p> <p>三 北緯三十五度二十八分五十八秒、東経百三十三度十三分二十四秒の点</p> <p>四 北緯三十五度二十九分七秒、東経百三十三度十三分五十四秒の点</p> <p>五 北緯三十五度二十八分五十一秒、東経百三十三度十四分二十三秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺区域に含まれるものとする。</p> <p>三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

五 航空自衛隊芦屋基地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域		対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
福岡県遠賀郡芦屋町	福岡県遠賀郡芦屋町	福岡県遠賀郡岡垣町	福岡県遠賀郡芦屋町
大字芦屋千四百五十五番地一	大字糠塚（次の図面に示す部分に限る。）		幸町（次の図面に示す部分に限る。）、白浜町、正門町、船頭町（次の図面に示す部分に限る。）、高浜町（次の図面に示す部分に限る。）、中ノ浜（次の図面に示す部分に限る。）、浜口町（次の図面に示す部分に限る。）、緑ヶ丘及び大字芦屋（次の図面に示す部分に限る。）

<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p>			
	<p>福岡県遠賀郡岡垣町</p>	<p>大字黒山及び大字糠塚（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>	
	<p>福岡県遠賀郡遠賀町</p>	<p>大字島津（次の図面に示す部分に限る。）</p>	<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と三に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域</p> <p>一 北緯三十三度五十三分三十八秒、東経百三十度三十九分十秒の点</p> <p>二 北緯三十三度五十三分七秒、東経百三十度三十七分四十秒の点</p> <p>三 北緯三十三度五十二分五十八秒、東経百三十度三十七分三十九秒の点</p>

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺区域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

六 航空自衛隊秋田分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	秋田県秋田市	雄和椿川字山籠二十三番地二十六
対象防衛関係施設の区域	秋田県秋田市	雄和椿川（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺	秋田県秋田市	雄和椿川（次の図面に示す部分に限る。）

辺地域

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

七 航空自衛隊新潟分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	新潟県新潟市東区
対象防衛関係施設	新潟県新潟市東区 船江町三丁目百三十五番地
対象防衛関係施設	新潟県新潟市東区 河渡、船江町三丁目及び松浜町（いずれも次の図面に示す部分

<p>の区域</p>	<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>	<p>新潟県新潟市東区</p>	<p>の区域</p>	<p>区</p>	<p>に限る。)</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>					

対象防衛関係施設の所在地	北海道千歳市	祝梅千十六番地
対象防衛関係施設の区域	北海道千歳市	祝梅及び中央（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道千歳市	祝梅及び中央（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺区域に含まれるものとする。</p> <p>三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対</p>		

象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

九 情報本部大井通信所

備考	対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域		対象防衛関係施設 の区域	対象防衛関係施設 の所在地
	市 埼玉県ふじみ野	埼玉県川越市	市 埼玉県ふじみ野	市 埼玉県ふじみ野
一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。	大井武蔵野及び亀久保（いずれも次の図面に示す部分に限る。）		亀久保（次の図面に示す部分に限る。）	亀久保千六百九十六番地三

- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺区域に含まれるものとする。
- 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十 情報本部小舟渡通信所

対象防衛関係施設の所在地	新潟県新発田市	小舟町三丁目二番地十二
対象防衛関係施設の区域	新潟県新発田市	桑ノ口、小舟町三丁目及び中谷内（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺区域	新潟県新発田市	桑ノ口、小舟渡、小舟町一丁目から三丁目まで、城北町三丁目、中曽根町一丁目及び中谷内（いずれも次の図面に示す部分に限

辺地域

る。)

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十一 情報本部美保通信所

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設
鳥取県境港市	鳥取県境港市
三軒屋町及び渡町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	渡町二十一番地

の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	鳥取県境港市	小篠津町、三軒屋町、新屋町、森岡町、夕日ヶ丘一丁目及び二丁目並びに渡町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>			

対象防衛関係施設 の所在地	福岡県朝倉郡筑 前町	下高場千三百七十六番地二
対象防衛関係施設 の区域	福岡県朝倉郡筑 前町	下高場及び東小田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	福岡県朝倉郡筑 前町	四三嶋、篠隈、下高場、東小田及び安野（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対</p>		

象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十三 情報本部喜界島通信所

<p>対象防衛関係施設 の所在地</p>	<p>鹿児島県大島郡 喜界町</p>	<p>大字川嶺二千九百十三番地一</p>
<p>対象防衛関係施設 の区域</p>	<p>鹿児島県大島郡 喜界町</p>	<p>大字川嶺及び大字山田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域</p>	<p>鹿児島県大島郡 喜界町</p>	<p>大字浦原、大字川嶺、大字花良治及び大字山田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に</p>		

含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。